

令和2年度滋賀県地域少子化対策重点推進交付金（令和2年度当初予算）交付要綱

（趣旨）

第1条 令和2年度地域少子化対策重点推進交付金（令和2年度当初予算）（以下「交付金」という。）の交付については、令和2年3月30日付け府子本第182号内閣総理大臣通知の別紙「令和2年度地域少子化対策重点推進交付金（令和2年度当初予算）交付要綱」および滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 交付金は、市町が、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のために行う取組のうち、結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組について、これまでの地方自治体の取組から発掘された優良事例の横展開を支援するとともに、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、地方自治体が新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援する施策の実施を推進し、もって、地域における少子化対策の推進に資することを目的とする。

（交付の対象および補助率）

第3条 知事は、市町が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費（以下「総事業費」という。）のうち、交付金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

（1）優良事例の横展開支援事業

令和2年3月30日付け府子本第183号内閣府子ども・子育て本部統括官通知の別紙「令和2年度地域少子化対策重点推進事業実施要領」（以下「実施要領」という。）の別記1により市町が行う事業（以下「別記1の市町事業」という。）

（2）結婚新生活支援事業

実施要領の別記2により市町が行う事業（以下「別記2の市町事業」という。）

2 補助対象経費の区分、基準額、対象経費および補助率は別添表1および表2のとおりとする。

3 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。

（1）第1項に掲げる別記1の市町事業に対する交付金の交付額は、別添表1の第2欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄の補助率を乗じて得た額と、第1欄に定める基準額とを比較して少ない方の額とする。

（2）第1項に掲げる別記2の市町事業に対する交付金の交付額は、別添表2の第1欄

に定める基準額に支給見込世帯数を乗じた額と、第2欄に定める対象経費の実支出額に第3欄の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額とする。

(申請手続)

第4条 市町の長は、別紙様式第1による申請書を、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の別記1の市町事業の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による交付金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、別紙様式第2による交付金交付決定通知書を市町の長に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 市町の長は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対して不服があることにより、交付金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に別紙様式第3による申請取下書を知事に提出しなければならない。

(契約等)

第7条 市町の長は補助事業のうち、別記1の市町事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、知事に届けなければならない。

2 市町の長は補助事業のうち、別記1の市町事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難または不相当である場合は、指名競争に付し、または随意契約をすることができる。

(変更申請手続)

第8条 市町の長は交付決定後に申請の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合は、あらかじめ別紙様式第4による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければ

ばならない。

2 知事は前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、または条件を付することがある。

(補助事業の中止または廃止)

第9条 市町の長は補助事業を中止または廃止する場合は、別紙様式第5による中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第10条 市町の長は補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、または補助事業の遂行が困難となった場合は、別紙様式第6による遅延報告書により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 市町の長は補助事業の遂行および支出状況について知事の要求があったときは、速やかに別紙様式第7による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 市町の長は補助事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日(第9条により事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日)または令和3年4月10日のいずれか早い日まで別紙様式第8を関係書類とともに知事に提出しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第13条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容(第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、市町の長に通知する。

2 知事は、市町の長に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第14条 市町の長は、前条の規定に基づく交付対象事業等に係る交付金の額の確定後に、消費税および地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した

場合には、別紙様式第9により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずる。
- 3 前項の返還については、前条第3項の規定を準用する。

(交付金の支払)

第15条 交付金は、第13条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 市町の長は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、別紙様式第10による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第16条 知事は、第9条の補助事業の中止または廃止の申請があった場合および次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部もしくは一部を取り消しまたは変更することができる。

- (1) 市町の長が、法令、本要綱または法令もしくは本要綱に基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合
- (2) 市町の長が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 市町の長が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部または一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく交付金の返還および前項の加算金の納付については、第13条第3項の規定を準用する。

(標準事務処理期間)

第17条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 第5条の規定による補助金等の交付の決定は第4条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。

- (3) 第13条の規定による額の確定は、第12条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(財産の管理等)

第18条 市町の長は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、またはあると見込まれるときは、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第19条 取得財産等のうち取得価格または効用の増加価格が50万円以上の機械および重要な器具については、交付金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないうで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、または担保に供してはならない。

- 2 市町の長は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別紙様式第11による財産処分賞に員申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 3 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(交付金の経理)

第20条 市町の長は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額および支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 市町の長は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付金調書)

第21条 市町の長は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書ならびに決算書における計上科目および科目別計上金額を明らかにする別紙様式第12による調書を作成しておかなければならない。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の交付金について適用する。

令和元年度滋賀県地域少子化対策重点推進交付金（令和元年度補正予算）交付要綱

（趣旨）

第1条 令和元年度地域少子化対策重点推進交付金（令和元年度補正予算）（以下「交付金」という。）の交付については、令和2年3月9日付け府子本第180号内閣総理大臣通知の別紙「令和元年度地域少子化対策重点推進交付金（令和元年度補正予算）交付要綱」および滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 交付金は、市町が、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のために行う取組のうち、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）を踏まえ、地域の実情・課題に応じた少子化対策を推進し、子育てしやすい生活環境を整備するために、地方自治体が実施する取組を重点的に支援することとし、もって、地域における少子化対策の推進に資することを目的とする。

（交付の対象および補助率）

第3条 知事は、令和2年3月9日付け府子本第181号内閣府子ども・子育て本部統括官通知の別紙「令和元年度地域少子化対策重点推進事業実施要領（令和元年度補正予算）」（以下「実施要領」という。）の別記により市町が行う事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として知事が認める経費（以下、「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

- 2 補助対象経費の区分、基準額、対象経費および補助率は別添のとおりとする。
- 3 この交付金の交付額は、別添の表の第2欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄の補助率を乗じて得た額と、第1欄に定める基準額とを比較して少ない方の額とする。

（申請手続）

第4条 市町の長は、別紙様式第1による申請書を、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。た

だし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による交付金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、別紙様式第2による交付金交付決定通知書を市町の長に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 市町の長は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対して不服があることにより、交付金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に別紙様式第3による申請取下書を知事に提出しなければならない。

(契約等)

第7条 市町の長は補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、知事に届けなければならない。

2 市町の長は補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難または不適當である場合は、指名競争に付し、または随意契約をすることができる。

(変更申請手続)

第8条 市町の長は交付決定後に申請の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ別紙様式第4による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、または条件を付することがある。

(補助事業の中止または廃止)

第9条 市町の長は補助事業を中止または廃止する場合は、別紙様式第5による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第10条 市町の長は補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、または補助事業の遂行が困難となった場合は、別紙様式第6による遅延報告書により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 11 条 市町の長は補助事業の遂行および支出状況について知事の要求があったときは、速やかに別紙様式第 7 による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 市町の長は補助事業を完了したときは、その日から起算して 30 日を経過した日（第 9 条により事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 30 日を経過した日）または令和 3 年 4 月 10 日のいずれか早い日まで別紙様式第 8 を関係書類とともに知事に提出しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第 13 条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第 8 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、市町の長に通知する。

2 知事は、市町の長に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第 14 条 市町の長は、前条の規定に基づく交付対象事業等に係る交付金の額の確定後に、消費税および地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第 9 により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずる。

3 前項の返還については、前条第 3 項の規定を準用する。

(交付金の支払)

第 15 条 交付金は、第 13 条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。

2 市町の長は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、別紙様式第 10 による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第16条 知事は、第9条の補助事業の中止または廃止の申請があった場合および次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部もしくは一部を取り消しまたは変更することができる。

- (1) 市町の長が、法令、本要綱または法令もしくは本要綱に基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合
- (2) 市町の長が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 市町の長が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部または一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく交付金の返還および前項の加算金の納付については、第13条第3項の規定を準用する。

(標準事務処理期間)

第17条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 第5条の規定による補助金等の交付の決定は第4条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 第13条の規定による額の確定は、第12条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(財産の管理等)

第18条 市町の長は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、またはあると見込まれるときは、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第19条 取得財産等のうち取得価格または効用の増加価格が50万円以上の機械および重

要な器具については、交付金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けな
いで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、または担保に供し
てはならない。

- 2 市町の長は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財
産等を処分しようとするときは、あらかじめ別紙様式第11による財産処分賞に員申請
書を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- 3 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（交付金の経理）

第20条 市町の長は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業
の収入額および支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 市町の長は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収
支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（交付金調書）

第21条 市町の長は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書ならびに決算書における計
上科目および科目別計上金額を明らかにする別紙様式第12による調書を作成しておか
なければならない。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の交付金について適用する。